

平成 30 年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

平成 30 年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱が決定しましたのでお知らせします。

1 一般募集について

	共通選抜	定通分割選抜
募 集 期 間	平成 30 年 1 月 29 日 (月) から 同年同月 31 日 (水) まで	平成 30 年 3 月 1 日 (木) 及び 同年同月 2 日 (金)
志 願 変 更 期 間	平成 30 年 2 月 5 日 (月) から 同年同月 7 日 (水) まで	平成 30 年 3 月 5 日 (月) 及び 同年同月 6 日 (火)
学 力 検 査 の 期 日	平成 30 年 2 月 14 日 (水)	平成 30 年 3 月 13 日 (火)
面 接 期 日	平成 30 年 2 月 15 日 (木) 同年同月 16 日 (金) のうちから当該高等学校の校長 が定めた期日	平成 30 年 3 月 13 日 (火) 同年同月 14 日 (水) のうちから当該高等学校の校長 が定めた期日
特 色 検 査 の 期 日 (特色検査を実施する場合)	平成 30 年 2 月 14 日 (水) 同年同月 15 日 (木) 同年同月 16 日 (金) のうちから当該高等学校の校長 が定めた期日	平成 30 年 3 月 13 日 (火) 同年同月 14 日 (水) のうちから当該高等学校の校長 が定めた期日
追 検 査 の 期 日	平成 30 年 2 月 20 日 (火)	
合 格 者 の 発 表	平成 30 年 2 月 27 日 (火)	平成 30 年 3 月 20 日 (火)

2 特別募集(海外帰国生徒・在県外国人等)について

- 募 集 期 間：平成 30 年 1 月 29 日 (月) から同年同月 31 日 (水) まで
- 志 願 変 更：平成 30 年 2 月 5 日 (月) から同年同月 7 日 (水) まで
- 学 力 検 査・面 接 等 の 期 日：平成 30 年 2 月 14 日 (水)
- 追 検 査 の 期 日：平成 30 年 2 月 20 日 (火)
- 合 格 者 の 発 表：平成 30 年 2 月 27 日 (火)

3 横浜市立横浜商業高等学校別科(理容科、美容科)について

- 募 集 期 間：平成 30 年 1 月 29 日 (月) から同年 2 月 7 日 (水) まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
- 志 願 変 更：志願変更することはできません。
- 学 力 検 査 等 の 期 日：平成 30 年 2 月 14 日 (水)
- 面 接 期 日：平成 30 年 2 月 15 日 (木)、同年同月 16 日 (金)のうちから校
長が定めた期日
- 特 色 検 査 の 期 日：平成 30 年 2 月 14 日 (水)、同年同月 15 日 (木) 及び
(特色検査実施の場合) 同年同月 16 日 (金)のうちから校長が定めた期日
- 追 検 査 の 期 日：平成 30 年 2 月 20 日 (火)
- 合 格 者 の 発 表：平成 30 年 2 月 27 日 (火)

※二次募集等、詳細については別紙(平成 30 年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱)を参照してください。

お問合せ先		
教育委員会事務局高校教育課長	西村 英純	Tel 045-671-3289

平成 30 年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成 30 年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、次のとおりとする。

I 横浜市立高等学校について（横浜商業高等学校別科（理容科・美容科）については、II で定める。）

1 募集の区分

横浜市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分		課程等	学校名
一般募集 (共通選抜)		全日制の課程 普通科 専門学科（商業に関する学科） (国際に関する学科)	金沢高等学校、桜丘高等学校、南高等学校 横浜商業高等学校 (商業科) (スポーツマネジメント科) (国際学科)
		単位制による全日制の課程 普通科 総合学科 専門学科（理数に関する学科）	東高等学校 戸塚高等学校（一般コース・音楽コース） みなと総合高等学校 横浜サイエンスフロンティア高等学校（理数科）
		単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部) 総合学科	横浜総合高等学校
一般募集 (共通選抜・ 定通分割選抜)		定時制の課程（夜間） 普通科	戸塚高等学校
特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程 普通科	東高等学校
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程 専門学科（国際に関する学科）	横浜商業高等学校（国際学科）
		単位制による全日制の課程 総合学科	みなと総合高校

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成 15 年 4 月 1 日以前に出生した者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、横浜市立高等学校通学区域規則（平成 12 年 3 月横浜市教育委員会規則第 3 号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を修了した者

イ 中学校等を平成 30 年 3 月 31 日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を平成 30 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者

(2) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集への志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として保護者の勤務等の関係で、継続して 2 年以上外国に在住して帰国した日が平成 27 年 4 月 1 日以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集への志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で3年以内の者（平成30年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して3年以内の者（いずれも平成30年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

4 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コースごとに行う。ただし、横浜総合高等学校は、Ⅰ部（午前）、Ⅱ部（午後）、Ⅲ部（夜間）の部ごとに募集を行う。

(2) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

東高等学校（単位制による全日時の課程普通科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

横浜商業高等学校（全日時の課程国際学科）

みなと総合高等学校（単位制による全日時の課程総合学科）

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課程等	募 集 期 間		
		共通選抜	定通分割選抜	
一般募集	全日時の課程 普通科 専門学科	平成30年 1月29日(月)から 1月31日(水)まで	/	
	単位制による全日時の課程 普通科 総合学科 専門学科			
	単位制による定時時の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部) 総合学科			
	定時時の課程(夜間) 普通科	平成30年3月1日(木) 及び同月2日(金)		
特別募集	海外帰国生徒特別募集	平成30年 1月29日(月)から 1月31日(水)まで	/	
	在県外国人等特別募集			全日時の課程 専門学科
				単位制による全日時の課程 総合学科

6 志願

(1) 入学選考手数料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学選考手数料を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科又は部に限る。

ただし、募集期間を同じくする共通選抜における二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の課程の一の学科又は部に同時に志願することを認める。

イ 戸塚高等学校の一般コース又は音楽コースの志願者が、同校における他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。

ウ 横浜商業高等学校の商業科又はスポーツマネジメント科の志願者が、同校における他の商業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

エ 横浜総合高等学校のⅠ部、Ⅱ部又はⅢ部の志願者が、同校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

オ 平成30年度入学者選抜における国公私立高等学校（高等専門学校を含む。）合格者が、定通分割選抜及び二次募集に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に1回に限り志願変更することを認める。

なお、前記6(2)イ、ウ及びエによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

(2) 志願変更の期間

ア 共通選抜、特別募集にあつては、志願変更の期間は、平成30年2月5日（月）から同月7日（水）までとする。

イ 定通分割選抜にあつては、平成30年3月5日（月）及び同月6日（火）とする。

8 選抜の方法

(1) 中学校等の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。ただし、20歳以上（平成30年4月1日現在）のものに関しては調査書の提出を要しない。

(2) 高等学校の校長は、中学校等の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

- (1) 共通選抜 共通選抜、定通分割選抜ともに学力検査及び面接、並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査・自己表現検査）とし、それぞれの検査の実施については、次表のとおりとする。

募集の区分	課程等	学力検査	面接	作文	特色検査 (実技検査・ 自己表現検査)
一般募集	全日制の課程 普通科 専門学科	原則、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科	実施する		実施する 場合がある
	単位制による全日制の課程 普通科 総合学科 専門学科	特色検査を実施する場合は、3教科にまで減じることがある			
	単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部) 総合学科	原則、国語、数学及び外国語（英語）の3教科			
	定時制の課程(夜間) 普通科				
特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程 普通科	実施する	実施する	
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程 専門学科	実施する		
単位制による全日制の課程 総合学科		国語、数学及び外国語（英語）の3教科			

(備考)

定時制の課程（夜間）及び単位制による定時制の課程（Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部）の志願者のうち、20歳以上（平成30年4月1日現在）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により一般募集（共通選抜）及び特別募集における学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

学力検査の期日は、平成30年2月14日（水）とし、面接は同月15日（木）及び同月16日（金）のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月14日（水）から同月16日（金）までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月14日（水）に特色検査は実施しない。

追検査の期日は、同月20日（火）とする。

合格発表の期日は、同月27日（火）とする。

(2) 定通分割選抜

学力検査の期日は、平成30年3月13日（火）とし、面接は同月13日（火）及び同月14日（水）のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月13日

(火) 及び同月 14 日 (水) のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、同月 20 日 (火) とする。

(3) 特別募集

学力検査、面接及び海外帰国生徒特別募集における作文の検査の期日は、平成 30 年 2 月 14 日 (水) とする。

追検査の期日は、同月 20 日 (火) とする。

合格発表の期日は、同月 27 日 (火) とする。

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記 2 の志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において、平成 30 年度入学者選抜における国公立高等学校（高等専門学校を含む。）の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	(共通選抜二次募集) 平成30年3月1日(木)及び同月2日(金)
	単位制による全日制の課程	
	単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)	
	定時制の課程 (夜間)	(定通分割選抜二次募集) 平成30年3月22日(木)及び同月23日(金)

(3) 志願

ア 入学選考手数料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学選考手数料を納付した上、志願先の高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

(ア) 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の高等学校の一の学科又は部に限る。

ただし、募集期間を同じくする共通選抜における二次募集及び定通分割選抜の志願については、それぞれ一の高等学校の一の学科又は部に同時に志願することを認める。

(イ) 戸塚高等学校の一般コース又は音楽コースの志願者が、同校における他のコースに対し、第 2 希望として志願することを認める。ただし、それぞれのコースにおいて募集を行う場合に限る。

(ウ) 横浜商業高等学校の商業科又はスポーツマネジメント科の志願者が、同校における他の商業に関する学科に対し、第 2 希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科において募集を行う場合に限る。

(エ) 横浜総合高等学校のⅠ部、Ⅱ部又はⅢ部の志願者が、同校における他の部に対し、第 2 希望として志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に 1 回に限り志願変更することを認める。

ただし、募集期間を同じくする定時制の課程（単位制による定時制の課程を含む。）については、二次募集をする他の高等学校に志願変更することができる。

なお、前記(3)イ (イ)、(ウ)及び(エ)による第 2 希望については、志願時に第 2 希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

志願変更の期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	志 願 変 更 の 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成30年3月5日(月)及び同月6日(火)
	単位制による全日制の課程	
	単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)	
	定時制の課程(夜間)	平成30年3月26日(月)

(5) 検査の内容

ア 共通選抜の二次募集

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)の志願者のうち、20歳以上(平成30年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ 定通分割募集の二次募集

定時制の課程(夜間)については、面接を実施する。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学力検査の期日	面接又は作文の期日	合格者の発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成30年3月8日(木)	同左	平成30年3月15日(木)
	単位制による 全日制の課程			
	単位制による 定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)			
	定時制の課程 (夜間)		平成30年3月27日 (火)	平成30年3月29日(木)

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

II 横浜市立横浜商業高等学校別科について

1 募集の区分

横浜市立横浜商業高等学校別科（以下「別科」という。）の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程
横浜商業高等学校別科 (理容科、美容科)	昼間部の課程

2 志願資格

別科への志願者は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、県内に住所又は勤務地を有する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を修了した者
- (2) 中学校等を平成30年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成30年3月31日までに修了する見込みの者

3 募集の方法

科ごとに募集を行う。

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	募集期間
横浜商業高等学校別科 (理容科、美容科)	平成30年1月29日(月)から同年2月7日(水)まで (土曜日及び日曜日を除く。)

5 志願

- (1) 志願は、一の高等学校の一の学科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2志望として志願することができる。
- (2) 志願者は、入学選考手数料を納付した上、横浜商業高等学校の校長に入学願書等を提出するものとする。

6 志願変更

別科を志願した者は、他の高等学校のすべての学科（志願した別科における他の科を含む。）に志願変更することはできない。

7 選抜の方法

- (1) 中学校等の校長は、志願者の調査書を横浜商業高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 横浜商業高等学校の校長は、中学校等の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

- (1) 学力検査の教科等については、次表のとおりとする。
なお、学力検査を作文に代えることはできない。

募集の区分	学力検査の教科	面接	特色検査（実技検査・自己表現検査）
横浜商業高等学校別科	国語、数学、及び外国語（英語）の3教科	実施する	実施する場合がある

- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により一般募集（共通選抜）における学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

学力検査の期日は、平成30年2月14日（水）とし、面接は同月15日（木）及び同月16日（金）のうち横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。特色検査を実施する場合は、同月14日（水）から同月16日（金）までのうち横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、同月20日（火）とする。

合格発表の期日は、同月27日（火）とする。

10 入学の許可及び入学手続

別科における入学の許可及び入学手続については、前記I、12及び13の規定を準用する。

11 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、別科の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。
- (2) 二次募集は実施しない。